

「山鹿市人権教育・啓発事業補助金」

をご存知ですか？

山鹿市では、同和問題をはじめとするすべての人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発の様々な取組を推進しています。

この補助金は、市民の皆さんが人権に関する講演会・研修会または人材育成を行うための催しに参加されたり、自らそれらの催しなどを開催される場合にその経費や事業費の一部を補助するものです。

個人はもちろん、グループや会社などで人権に関する講演会・研修会への参加や自ら開催されるような計画・予定のある方は、ぜひご活用ください。

【補助対象事業及び経費】

補助の対象とする事業	補助の対象とする経費
(1) 人権教育等に関する講演、研修、交流又は人材育成を行うための催しに参加する事業	ア 交通費、宿泊費及び日当 イ 会場、車両等の借上料、駐車料金等 ウ 受講料及び参加負担金（食料費を除く）
(2) 前号の催しを開催し、又は共催する事業	ア 講師等の謝金、交通費及び宿泊費 イ 資料の作成に要する印刷製本費及び消耗品の購入費 ウ 切手、はがき等の購入費 エ 委託料 オ 前号イに掲げる経費
(3) 人権教育等に関する資料を作成し、及び配布する事業	前号イ及びウに掲げる経費

【補助金の額】 補助対象経費の2分の1の額
(上限額／個人申請：5万円、団体申請：20万円)

【補助対象者】 次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に人権教育などに関する活動の拠点を有する団体
(その構成員の数が4人以上のものに限ります。)
- (3) 市内に通勤または通学をする者

【交付申請】 事業を実施する30日前まで



■問い合わせ先 山鹿市役所 人権啓発課 (0968-43-1199)